

研究ノート

フランス信託法の制定について

金子 敬 明

フランスで長らく待望されていた、英米法のトラスト(trust)のフランス版(fiducie. 以下これの日本語訳として「信託」の語を用いる)を導入する法律が、2007年2月21日に公布された(Loi n° 2007-211 du 19 février 2007 instituant la fiducie. *J.O.* 21 février 2007, p. 3052. 以下「本法」と称する)。本稿は、本法の内容を、日本と同じ大陸法系に属する有力な国における信託立法例として紹介することのみを目的とする。なお、フランスに信託を導入しようとする試みは1990年代前半にもみられたが、その経緯には別稿で言及したことがあるため^{1) 2)}、本稿では扱わない。

1 本法制定の経緯

本法の母体となったのは、2005年2月8日に元老院議員Philippe Mariniが元老院に提出した法案(Proposition de loi instituant la fiducie³⁾. 以下では単に「信託法案」と称する)である。信託法案は元老院により優先審議議題として指定され⁴⁾、2006年5月31日に元老院の法律委員会で元老院議員Henri de Richemontが報告者として指名され、同年10月11日には、信託法案に大幅な修正を加えた委員会原案が同委員会で報告された(Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale sur la proposition de loi de M. Philippe MARINI instituant la fiducie⁵⁾. 以下「元老院報告」と称する)。10月17日には、委員会原案に重要な修正が加えられたものが元老院を通過し国民議会に送られた。2007年1月10日には国民議会の法律委員会で報告者としてXavier de Rouxが指名され、2月1日に、元老院から送られてきた案を結論としてそのまま採用する

報告が同委員会で作られ(Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur la proposition de loi (n° 3385), adoptée par le Sénat, instituant la fiducie⁶⁾、以下「国民議会報告」と称する)、2月7日にはその委員会原案がそのまま国民議会本会議で可決された。なお、本法は2月21日の公布と同時に施行されているが、実際上は、信託の全国登録簿(民法典2020条。後述)に関するデクレが制定され、本法12条IVに基づいて会計規則委員会により会計規定が整備されるまで、施行は中断されている状態にある⁷⁾。

少なくとも民事法の観点から見て、信託法案提出から本法の成立までのあいだに最も揺れ動いた論点は、信託の当事者に求められる資格をどの程度絞るか、ということであった。

信託法案の段階では、設定者(constituant)は法人だけでなく自然人でもよく⁸⁾、また受託者(fiduciaire)も、法人でも自然人でもよいとされていた(信託法案の提案する民法典2062条。なお、同2067条も参照)。しかし元老院の法律委員会の段階で、設定者についてはそのままとするが(元老院報告書p. 49-50⁹⁾、受託者については金融機関等に資格を限定することとされた¹⁰⁾(元老院報告書の提案する民法典2014条)。

他方でこれと並行して、政府は、2005年2月に、関係当局、法実務家、法曹、の代表者で構成されたワーキンググループを組織していたところ(元老院報告書p. 10)、2006年10月17日の元老院本会議において、委託者の資格を一定の法人に限定すべきであると主張し、結局これが採用された¹¹⁾。

政府代表が同本会議において挙げた理由は次の通りである¹²⁾。(1)一般法の公序規定(les dispositions d'ordre public du droit commun)を守るために、設定者を限定する必要がある。(2)相続法の改革¹³⁾により、死後委任や段階的恵与、残余財産恵与などの有用なツールが既にもたらされている。2006年の担保法改正の際に、自然人向けの保護規定が設けられたところ、信託に頼ることによってこれが回避されるべきではない。成年の無能力者及び遺留分権利者の権利は強行的に守られるべきところ、信託

の利用を自然人に開くことで彼らの権利が侵害される恐れがある。(3)前述のワーキンググループがさまざまな業界に聞いたところ、彼らは自然人の資産管理業務に関心をもっておらず、自然人に信託の利用可能性を広げてても無意味である。

このような政府の理由づけは、必ずしも説得力のあるものではなく¹⁴⁾、報告者Henri de Richemontは、そのような規定を置く国は他に見あたらないなどと主張して、政府案の受け入れに当初難色を示した。しかし、法務大臣により、もし元老院が政府提案を呑むのであれば、国民議会でも会期中に法案が審議されることになる(大統領選挙の関係で会期切れが迫っていた)、との約束がなされたのを受けて、彼は、それを呑まなければ元老院を通過した後に法案は店ざらしのままになるであろうとの認識を示し、妥協として政府案を受け入れた。かくして委託者資格に関する政府の修正案が元老院本会議を通過するに至った。

もっとも、そのような経緯にもかかわらず、現実国民議会の会期中に信託法案が審議されるかどうかはかなり疑問視されていた¹⁵⁾。信託法が会期中に何とか成立した背景には、クラス・アクションの導入を柱とする消費者保護の法案を政府が断念し、結果として国民議会の議事日程が空いた、という偶然が大きく作用した¹⁶⁾。国民議会報告書もまた、信託法案はおろか元老院報告書と比べても野心に欠ける政府の立場を受け入れることに抵抗を感じていたが、政府の立場を受け入れないことは信託導入を諦めることを意味する、という認識のもと、不十分なものながら政府の立場を受け入れるという決断をし¹⁷⁾、これが国民議会を通過することになったのである。

2 本法の紹介

次に、本法の概略を、民事的規定を中心に紹介する¹⁸⁾。

まず大前提として、信託を定義する民法典2011条の規定を見ておこう：「信託とは、単数または複数の設定者(constituant)が、現在・将来の財産権¹⁹⁾(des biens, des droits ou des sûretés)ないしその集合体(ensemble)を単数または複数の受託者(fiduciaire)に移転し、この受託者がそれ

を自分の固有財産(patrimoine propre)と区別して保有し・定められた目的において単数または複数の受益者(bénéficiaire)のために(au profit)行為する、というオペレーションである」。ここで集合体が規定されたのは、受託者に移転される個々の財産を1つ1つ特定しなくても済むようにするためである(元老院報告書p. 45、国民議会報告書p. 33)。信託法案では、信託は契約(contrat)から生じるとされていたが(信託法案が提案する民法典2062条)、本法でオペレーション(opération)という言葉が用いられたのは、契約以外から信託が生じる可能性を排除しないためであるとされる(元老院報告書p. 44、国民議会報告書p. 32。すぐ後で触れる民法典2012条も参照)。

(一) 設定

① 実質的要件

「信託は法律または契約の効力により発生する。信託は明示でなくてはならない」(民法典2012条)。但し、現状では契約のみが信託の源たりうると一般に考えられている²⁰⁾。この契約の当事者となるのは設定者と受託者であり、受益者が設定者と異なる場合の受益者はこれに含まれない²¹⁾。

信託の源となる契約は民法典2018条所定の事項を定めていなければならない、そうでない場合にはその契約は無効である。具体的には、「移転される財産権。それが将来権である場合には、特定可能でなければならない」(1号)、「契約の署名時から33年を超えない範囲での、移転期間」(2号)、「設定者が誰か」(3号)、「受託者が誰か」(4号)、「受益者が誰か、さもなければ、受益者を定めるに足るルール」(5号)、「受託者の任務及び管理・処分権限の範囲」(6号)の6つがそれにあたる。なお、民法典2011条以下の規定に基づく財産権の移転のうち、支払停止時以降になされたものは無効であり、危機時期以降になされたものは裁判所によって取り消されうる(商法典L. 632-1条)。

1で先述したように、民法典の規定としては異例にも²²⁾、設定者、受託者になれる資格はそれぞれ限定されている²³⁾。

まず設定者は、法人税(impôt sur les sociétés)に当然に服する法人(租

税一般法典206条)、または法人税を選択することのできる法人(租税一般法典8条。例えば合名会社)で実際にそれを選択したものに限られる²⁴⁾(民法典2014条第1文。これの潜脱を回避するための同条第2文も参照)。次に受託者については、民法典2015条により、銀行、投資会社、保険会社などのみ²⁵⁾がこれになる資格を有する。さらに、設定者及び受託者の居所は、ECに属する国、又は脱税ないし租税回避を防ぐための行政的共助条項を盛り込んだ租税協定をフランスと結んでいる国になければならない(本法13条)。

これに対して、受益者たる資格に特に制約はなく、自然人も受益者になることができる。

設定者や受託者は、単独受益者、または複数受益者の1人、になることができる²⁶⁾(民法典2016条)。これに対して、設定者が受託者になること(信託宣言)は認められない²⁷⁾。受益者が設定者と異なる場合には、民法典2028条が妥当し、受益者が受諾していない限り信託契約は設定者によって撤回できるが(1項)、ひとたび受益者が受諾すると、受益者の承諾または裁判によらない限り、信託契約を変更ないし撤回することはできない(2項)。

信託法案の提案していた民法典2062条では、信託の目的(fin)として、管理(gestion)、担保(garantie)又は有償での譲渡、のいずれか1つないし複数が挙げられていたが、本法ではこのような目的の列挙はなされなかった。これは、どのような目的で信託を設定するかにつき当事者に最大限の自由を与えるためであると説明されている^{28) 29)}。しかしながら、受益者のための恵与の意図(intention libérale)をもってなされた信託契約は、強行的に無効であり³⁰⁾(民法典2013条)、したがって、受益者が設定者と異なる場合には、受益者から設定者に対し対価(contrepartie)の提供(金銭による必要はない)が別途必要とされる(設定者が受益者と完全に一致する場合にはこの点は問題となりえない)。ちなみに、関連する税法の規定を見ておくと、信託契約の対象となっている物ないし権利(biens ou droits)、あるいはそれらの物ないし権利の活用によって得られた果実、が恵与の意図をもって譲渡された場合には、民事法上は無効と評価されるにもかかわらず、税法上はそれが有効なものであるかのようにして、

移転時を基準として評価された財産、権利ないし果実の価額について無償譲渡税が、非親族間の無償譲渡税率(現在は60%)において掛けられ(租税一般法典792 *bis* 条1項。同項の適用の際に恵与の意図ありとされる事例の例示について、同条2項参照)、加えて、その無償譲渡税額の80%が加算されることになっている(租税一般法典1729条b)³¹⁾。

最後に、民法典2017条によれば、設定者は、信託契約で別段の定めがない限り、信託契約の履行にあたり設定者の利益の保全を確実にする任務を担い・法律が設定者に与えているのと同じの権限を有する、1人の第三者を指名することができる³²⁾。これはいわゆる信託監督人(*protecteur*)の制度を定めたものであり、かくして、弁護士やノテールといった、受託者としては信託に関与する資格のない者たちも、信託監督人としては関与することが可能になっている。

② 形式的要件

信託契約書や、それを変更する文書は、署名日から1ヶ月以内に所定の税務署に登録されなければならない、これを怠った場合には信託契約は無効である(民法典2019条1項)。「信託契約から生じた権利(*droit résultant du contrat de fiducie*)」³³⁾の移転に係る文書や、受益者の指定に係る文書(信託契約時に特定されていなかった場合)についても同様である(同条3項)。文書は公署証書でも私署証書でもよく、私署証書の場合に登録義務を負うのは受託者であると一般に解されている³⁴⁾。なお、信託契約書やそれを変更する文書が不動産ないし不動産権に関わっている場合には、その不動産所在地の抵当権保存所で、署名日から2ヶ月以内に登録される必要がある(同条2項)。

なお、以上の登録によって得られた情報をもとにして、信託の全国的な登録制度が、コンセイユ・デタの定めるデクレ(本稿脱稿時には未制定)にしたがって設置されることになっている(民法典2020条)。これへのアクセスは司法当局及びマネーロンダリング対策当局に限定されるべきであると理解されている(国民議会報告書p. 45)。

(二) 信託契約存続中の効力

① 関係当事者に対する効力

設定者は、信託の対象財産を受託者に移転する義務を負う。他方で受託者は、信託契約で定められた任務に沿って管理・処分権を行使するが(民法典2018条6号参照)、この際に忠実義務(*devoir de loyauté*)を負うと解されている³⁵⁾。受託者は、任務の遂行について信託契約で定められた条件に従って設定者に報告し、また、受託者や信託監督人からの請求があれば、契約で定められた周期性にしたがって、彼らにも任務遂行について報告をする(民法典2022条)。受託者が信託のために行為する場合には、かれはその旨を明示しなければならない(民法典2021条1項³⁶⁾)。第三者との関係では、受託者は個々の信託財産について最大の管理・処分権限を有するものと推定される。もっともその権限につき制限のあることを当該第三者が知っていたときにはこの限りでない(民法典2023条)。受託者は任務を行う際に犯した*fautes*について固有財産を以て責任を負う(民法典2026条)。受託者が義務を懈怠し、あるいは託された利益を危殆化させた場合には、設定者、受益者、民法典2017条に基づき指名された第三者(信託監督人)、は、暫定受託者の任命を請求し、あるいは受託者の交代を求めることができる。これらの請求を認める裁判はもとの受託者の任務解除を当然に伴う(民法典2027条)。

なお、受託者の報酬について、信託法案の段階では、信託契約で定めることができ、定めがないときには無償とする、という規定が設けられていたが(信託法案の提案する民法典2064条4項)、元老院法律委員会の段階で報酬に関する規定は落とされた。しかし、報酬について定めることは可能であると解されている³⁷⁾。

② 信託財産への差押

受託者について、保護(*sauvegarde*)手続、司法更生(*redressement judiciaire*)手続ないし司法清算(*liquidation judiciaire*)手続が開始しても、そのことは信託財産に影響を及ぼさない(民法典2024条)。これはいうまでもなく信託財産の独立性の表現であるが、本法の会計規定にもそのことが現れている。すなわち、信託というオペレーション(民法典2011条)の中で移転された積極財産・消極財産は目的財産(*patrimoine d'affectation*)であって、それにかかわる処理は受託者のもとで固有の会計の対象となる(本法12条I)。

信託財産は、その保存・管理から生じた債権(信託債権とよばれる)に基づいてのみ差押えられうる。但し、信託契約前に公示された担保権に付随する追及権(droit de suite)を信託財産に対して有する者の権利は妨げられず、また、設定者の債権者の権利に対する詐害行為がある場合はこの限りでない(民法典2025条1項)。

信託財産中の消極財産が積極財産を上回る場合には、原則として委託者の固有財産が信託債権に対する引き当てとなるが、例外として、信託契約で、信託債権の全部ないし一部の負担を受託者に課するという定めを設けることができる³⁸⁾(民法典2025条2項)。また、信託契約で、信託債権の引き当て財産を信託財産に限定する旨の定めを設けることもできるが、この定めはその旨に明示的に同意した信託債権者にしか対抗できない(同条3項)。

(三) 信託の終了

① 信託の終了原因

信託契約は、存続期間が到来したとき、それ以前に信託目的が達成されたとき³⁹⁾、構成員課税ではなく法人課税を選ぶという設定者の選択が撤回されたとき⁴⁰⁾、に当然に終了する(民法典2029条1項)。これに加えて、受益者全体により信託が撤回された場合や、受託者について司法清算、解散、譲渡・合併による消滅、のいずれかの事情が生じた場合には、裁判によって信託契約は当然に終了するが、信託契約での別段の定めにより、これらの事由が生じた時点で当然に信託契約が終了し、またはこれらの事由の発生にもかかわらず信託契約が存続する、とすることもできる(同条2項)。

② 信託契約終了の効果

信託契約が終了すると、基本的には受益者に信託財産が移転されるべきである。特殊な状況を念頭に置いた条文として、民法典2030条と2031条が設けられている。

まず、信託契約の終了時に受益者が指定されていなかった場合には、信託財産を構成する個々の財産権⁴¹⁾は当然に設定者に復帰する(同2030条)。

次に、同2031条は、受益者として設定者が指定されていたところ⁴²⁾、設定者が解散し、かつその承継人が法人税に服する法人ではない場合（したがってその承継人が自然人の場合も含まれる）の処理に関わる規定である。この場合、設定者が解散しても、信託契約は当然には終了せず、むしろ信託契約の終了時までは、設定者の承継人に信託財産が移転されることはない（同条第1文）。また、これの潜脱の防止のため、信託契約の終了まで、もともと設定者に帰属し・今や設定者の承継人に帰属している「信託契約によって生じた権利」は、無償・有償を問わず譲渡しえない（同条第2文）。

なお、民法典2031条の想定する状況のもとで、信託契約が終了すると、信託財産が受託者から、設定者の承継人であり・法人税に服する法人ではない、そのような者へと移転されることになるが、そのときには、移転される財産の移転時の価格に応じて、高額は無償譲渡税（非親族間の無償譲渡に適用される税率——現在のところ60%——が適用される）が課される（租税一般法典792ter条）。

（四）その他の規定

本法は、1条で民法典に21箇条の規定を挿入しており、その内容は以上で述べてきた通りであるが、本法全体は18箇条から成り、そのうち税に関わる規定は9箇条（3条から11条まで）あって、分量でみれば本法全体の3分の2以上を占めている。1からも容易に推測されるように、本法において民事的规定と税規定とは非常に密接な関係にあり、実際にも以下で述べるように、本法の税規定における信託の把握（性質決定）は非常に興味深い点を含んでいる。

そこで、筆者は民事法を専門にする者であるが、あえて非力を顧みずに本法の税規定の特徴を簡単に見ていくことにしたい⁴³⁾。

本法の税規定における信託の理解で最も興味深いのは、「信託契約から生じた権利」⁴⁴⁾の把握の仕方であるように思われる。

「信託契約から生じた権利」の中核は、信託終了時に信託財産の移転を受けられることにあるが、これは税法上、受益者として設定者とは異

なる者が指定されている場合であっても、受益者ではなく設定者の地位に付随するものとして扱われる。しかも、この「信託契約から生じた権利」は税法上、信託財産を構成する個々の財産を直接の対象とする権利として理解される(登録税(droit d'enregistrement)にのみ関わる規定だが、租税一般法典1378septies条⁴⁵⁾を参照)。つまり、個々の信託財産は民事上は受託者に帰属しているはずだが、税法上は依然として設定者に帰属しているかのように扱われる⁴⁶⁾。

ヨリ具体的に見ていこう。

第一に、受託者が納税義務者となる場合は非常に限定されている。具体的には、受託者として行う任務遂行に伴う付加価値税(本法8条)、専門職税(taxe professionnelle. 給料制でない専門職活動を日常的に行う自然人又は法人に課せられる地方税。本法9条1項ないし3項)、信託契約に基づき保有する不動産に対する固定資産税(taxe foncière. 本法9条4項)、の場合だけである(但し例外として、注47参照)。

第二に、信託自体の会計が設けられることから容易に想像されるように、直接税の計算の際には信託自体が実体を伴ったものとして現れる。しかし、信託自体に生じた利益について課税を受けるのは、結局のところ設定者である(但し、(1)はこのこととは関連しない)。

- (1) 信託契約の成立に伴い設定者から受託者に信託財産たる物及び権利(biens et droits)が移転される場合には、譲渡損益が設定者の損益(résultat)の計算の際に考慮されるのが原則である。しかし例外として、設定者が受益者である、または受益者たちの1人である、と信託契約で定められている場合には、一定の要件が満たされることを条件として、この譲渡損益は設定者の損益の計算に組み入れられない(一般租税法典223 V条)。
- (2) 信託存続中に信託自体について実現した利益(bénéfice)は、「信託契約から生じた権利」の権利者、つまり設定者、によって実現された利益として扱われる⁴⁷⁾(一般租税法典223 VA条。同223 VD条も参照)。
- (3) 信託が終了して信託財産が受託者から受益者に移転されるときに

も、信託それ自体が1つの人格であるかのようにして、その信託についての損益が確定されるが、これもまた、設定者において実現されたものとしての扱いを受ける。また、「信託契約から生じた権利」を設定者が第三者(法人税に服する法人に限る。民法典2014条第2文参照)に譲渡した場合や、設定者が活動を停止したり解散したりした場合にも、同様のことが生じる(一般租税法典223 VE条。但し設定者が吸収合併された場合はこの限りでない：一般租税法典223 VF条)。それまで税法上設定者に帰属していたかのように扱われてきた個々の信託財産について、帰属の変更があった、したがってそこで損益を確定させなければならない、というわけである。但し、以上の例外として、信託契約が終了し、信託財産が清算を伴わないでそのまま設定者に返還される場合には、一定の要件を満たしていることを条件にして、信託財産たる物及び権利(biens et droits)の移転に伴って生じる譲渡損益は設定者の損益計算に組み入れられない(一般租税法典223 VG条)。

- (4) 「信託契約から生じた権利」は設定者に帰属するものとして会計上扱われるが⁴⁸⁾、その価額変動は、(2)(3)の反面として、設定者の損益の計算に一切影響しない(一般租税法典223 VC条、223 VE条I第2文)。

第三に、登録税については、信託の設定や終了に伴う権利移転は実体のあるものとして扱われるが、これに対する例外として興味深いのが一般租税法典1133^{quater}条第2項である。これは、不動産ないし不動産権が信託契約に基づき設定者から受託者に移転されたところ、それらが受託者から設定者に戻る場合には、戻ることについて登録税は課されない、とする規定である。

なお、以上は、課税側から見て誰が納税義務者になるかという点を述べたにすぎず、最終的な税負担を誰がどのように負うかは、当事者が別途取り決めることができる⁴⁹⁾。

3 実務界の反応

次に、信託の利用法についてどのような期待が実務界にあるのか、また、本法についてどのような評価が下されているのか、を簡単にまとめておきたい。

設定者に課される資格制限からも明らかなように、本法に基づく信託はもっぱら企業向けのものである。そのうち、管理目的(*fiducie-gestion*)での利用法としては、ジョイント・ヴェンチャーの代わりに用いる、持株会社の代わりに用いる、債務のバランスシートからの除外(*défaillance*)のために用いる、“*opération de portage*”⁵⁰⁾に用いる、従業員による企業買収をやりやすくする手段として用いる、企業に関する司法上・行政上の争いが解決するまでのあいだ管理目的で用いる、年金や退職金の運用のために用いる、などの活用法が考えられている。また担保目的の利用(*fiducie-sûreté; fiducie-garantie*)としては、流質を実現する、シンジケートローンの際に用いる(注29も参照)などして、企業が信用を得やすくなることが期待されている⁵¹⁾。なお、担保目的の利用の際に、信託財産(担保の対象財産)に対しては設定者(被担保債権の債務者であることが多い)につき開始された集団的手続が及ばない、という根本的なメリットが常に債権者の念頭にあることはいうまでもない⁵²⁾。

本法の制定を機に、信託がどの程度実務で受け入れられることになるか、については、性急な評価を下さない記事が大半であるが、一方で、実務はすみやかに信託を取り入れ、そのうちに実務家たちは「以前にはどうしていたのだろうか？」と自問するほどになるであろうことは疑いない、と楽観的な見通しを示すものがあり⁵³⁾、しかし他方で、立法者の臆病な保守主義ゆえに信託はほとんど利益のないものとなったので、アングロ・サクソンのトラストにはまだしばらくの間バラ色の日々が続くであろう、と厳しい見方をするものもある⁵⁴⁾。

最後に、本法につきノテール及び弁護士がどのような印象をもってい

るのかを、インタビュー記事⁵⁵⁾をもとにまとめてみよう。

まずはノテールの反応から。

Christian Pisani(パリ、ノテール最高評議会の法学研修所長)は次のようにいう。実地での適用のされ方の検証なしに本法を評価することは難しいが、さしあたり、フランス法の現代化と伝統の維持との間のバランスが取れたものだといえる。設定者の資格が限定されたことについては残念ではなく、むしろ維持されるべきだと思う。家族的なコンテキストでは信託は必要ない。所有権の移転を伴う信託は自然人にとってはとても危険であるし、また、遺留分をはじめとする、我々がコミットしている諸原則に信託が抵触すべきではない。受託者の資格がノテールに認められなかったことについても問題はない。というのも、助言者としての役目と受託者としての役目とは両立しないからである。信託の利用法としては、担保目的が多いのではないかと思うが、これについても利用資格は企業に限定されるべきである。

また、Jean-François Humbert(パリ)は次のようにいう。信託はフランスの法体系を転覆させるものではない。実際にも、信託にヒントを得たしくみは既に存在していたのである。本法はバランスの取れた賢明なテキストである。様子を見ながら少しずつ進めていくというのはよいやり方である。無償処分を目的とする信託を認めてしまったら、遺留分制度を諦めなければならなくなっただろう。信託監督人は、信託が担保目的で利用される際に、債権者の利益のためだけに信託が管理されることを防ぐ役割を果たせる。設定者たる資格が自然人にも与えられたならば、ノテールが受託者になる可能性も認められるべきであったが、企業による利用だけならば、それが認められなかったとしても特に驚きはない。自然人にも設定者の資格を認めるべきかは、時間を掛けて信託のメリットが何なのかを見極めてから判断すべきである。

次に弁護士の反応を紹介する。

Bertrand Hohl(パリ)は次のようにいう。信託の利用資格はいずれ自然人にも広げられるべきである。税法上のメリットが信託の魅力になるべきではない。信託がフランスになじむには5—6年を要すると見込まれ、慣れのためにも、形式的な要件が多く課せられたり、自然人に利用

が認められないのはやむを得ない。弁護士も受託者になれることが数年内には見込まれているが、その間に、受託者として行為できる資格の認定制度を弁護士会の側で用意する必要がある。その準備には少なくとも2—3年はかかる。暫定的な出発点としては本法に満足しているが、自然人にも利用資格が開かれない限り信託に十全な存在意義は見出せないと思う。

Pierre Servan-Schreiber(パリ、ニューヨーク)は次のようにいう。本法は一定の簡明さと柔軟さを信託に与えた。信託を契約法に結びつけ、管理目的の信託と担保目的の信託を同一の枠組みで規定したことについては、立法者に与えられた中で最良の選択をしたものとして評価に値する。しかし同時に、いくつかの不十分な点も見られる。第一に、法人税に服する法人のみが信託を利用できる点である。自然人にも信託は多くの利益をもたらすものであるはずではないか。第二に、信託契約およびその変更につき登録義務を課したことは信託の利用を阻害する恐れがある。第三に、信託財産は信託契約時に特定されているか特定可能な物でなくてはならないという要件も、例えば証券化の阻害要因となりかねない。しかし、不十分とはいえ、ないよりは望ましい。これまでも、実質的に信託といえるものはあったが、それらの利用可能な文脈は少なく柔軟性にも乏しいものであったからである。

4 おわりに

本文でもたびたび触れてきたように、本法は、信託実務の今後の展開に応じて修正が加えられることが予定されている。本法が規定する数々の規制が、信託を利用したいという企業のニーズをどの程度阻害することになるのか、また実務の発展に伴って、自然人も信託の設定者となるようにしてほしいというニーズがどの程度出てくることになるのか、日本の同種の問題と対比しながら、今後の動向を見守っていきたい。

* 本稿執筆時、筆者はイングランドで在外研究中であり、紹介対象の法律が制定されて間もないこと、また当地ではフランス法の文献の入手が想像以上に困難で

あったこと(なお、文献入手につき千葉大学法経学部法学資料室の林美春助手のご協力を得たことを特記する)、ゆえに、いくつかの文献を参照できないままに本稿を脱稿せざるを得なかった。そのような著しく不完全なものを、本学部で大変にお世話になった手塚和彰先生の退職記念号に寄稿するのは忝怩たる思いであるが、ご海容をいただければ幸いである。

本稿で、特に重要な論文として著者名のみで引用するものは次の通りである。

- ・ Barrière [2004]: François Barrière (Préface de Michel Grimaldi), *La réception du trust au travers de la fiducie* (thèse Paris II (2001/02), 2004, Paris).
- ・ Barrière [2007a]: François Barrière, “La fiducie (première partie)” *Bulletin Joly Sociétés* 2007 n° 4, p. 440.
- ・ Barrière [2007b]: François Barrière, “La fiducie (deuxième partie)” *Bulletin Joly Sociétés* 2007 n° 5, p. 555.
- ・ de Bissy: Arnaud de Bissy, “Aspects fiscaux de la fiducie—Loi du 19 février 2007” *JCP E* 2007 n° 16, p. 1516.
- ・ Bouteiller: Patrice Bouteiller, “Loi n° 2007-211 du 19 février 2007 instituant la fiducie” *JCP E* 2007 n° 13, p. 1404.
- ・ Dauchez: Olivier Dauchez, “Le régime fiscal de la fiducie” *JCP G* 2007 n° 16, p. 3.
- ・ Delfosse/Péniguel: Alain Delfosse/Jean-François Péniguel, “Premières vues sur la fiducie” *Defrénois* 2007 n° 8, p. 581.
- ・ Dupichot: Philippe Dupichot, “Opération *fiducie* sur le sol français” *JCP G* 2007 n° 11, p. 5.
- ・ Prigent: Stéphane Prigent, “Premiers pas en fiducie dans le code civil” *Actualité Juridique Droit Immobilier* 2007 n° 4, p. 280.

1) 拙稿「大陸法系における信託の可能性?——フランスにおける信託(fiducie)の動向」新井誠 [編]『高齢社会における信託と遺産承継』(2006、日本評論社) 136頁参照。なお余談ながら、同論文136頁で2つの信託法草案に言及したが、それらが何年に作成されたのかについての記述は、文献によって微妙に異なっている。Barrière [2004], p. 9; 元老院報告書p. 9; X. Delpech, “Adoption par le Sénat de la proposition de loi Marini sur la fiducie” *D.* 2006 n° 37, cahier du droit des affaires, p. 2596; 国民議会報告書p. 25; Anne-Sophie Courtier, “La fiducie et le principe d’unité du patrimoine” *G.P.* 14-15 fév. 2007, p. 3; Barrière [2007a], n° 1; Delfosse/Péniguel, note 4を対比せよ。

2) さらに、Barrière [2004], n° 4及びBarrière [2007a], n° 1では、1990年代後

フランス信託法の制定について

半から2000年代前半にかけてフランスで信託への関心が再び高まっていった経緯が詳細に叙述されている。

- 3) *J.O. doc. Sénat*, 2004-2005, n° 178.
- 4) 元老院報告書p. 9.
- 5) *J.O. rapp. Sénat*, 2006-2007, n° 11.
- 6) *J.O. rapp. Assemblée Nationale*, douzième législature, n° 3655.
- 7) Dupichot, p. 7; Barrière [2007a], n° 1; Barrière [2007b], n° 22, 33. なお、一般租税法典223 VH条所定の、税務当局に対する信託の存在の申告については、適用デクレが既に公布されている(Décret n° 2007-725 du 7 mai 2007, *J.O.* 8 mai 2007, p. 8157)。
- 8) このことを明示的に定める条文は信託法案には見あたらないが、信託法案p. 4, 6は、起草理由説明として、*personnes vulnérables*(同p. 6では、事故に遭った者や、病気などの後遺症を被っている者だとされている)であるが制度上は法定後見・保佐に頼ることができない者、による信託の利用を見込んでいた。なお、本法が国民議会で可決された直後である2007年2月15日に、元老院本会議は、成年後見制度の改革に関する政府提出法案について、被後見人の財産の全部ないし一部の管理のために、後見裁判官の許可のもとに被後見人を代理して信託契約(受益者は当該被後見人に限る)を締結する権限を後見人に与える旨の修正を加えたが、最終的に成立した法律(*Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs. J.O. 7 mars 2007, p. 4325*)ではこの修正は受け入れられなかった。
- 9) もっとも、元老院報告書p. 50は、現実には信託は主に商事的操作の枠内で利用されることになるであろう、実際にもアメリカ合衆国では信託は90%の割合(受託財産額による割合を考えているようである)でそのように利用されている、と述べている。
- 10) その理由として、元老院報告書p. 51は、第一に、受託者が信頼を悪用したり倒産したりした場合に委託者の保護を確保するために、受託者が厳格な業規制に服する組織であることは不可欠である、第二に、信託がマネーロンダリングやテロリスト活動の資金調達のために使われる懸念があることから、受託者はそれらの防止に関する厳格な義務に服している必要がある、の2点を挙げている。
- 11) 国民議会報告書p. 8によれば、元老院法律委員会が信託法案に加えた修正の大部分は、同ワーキンググループの作業にヒントを得たものであるとされる。なお、Barrière [2007a], n° 1はこのワーキンググループの設立経緯について、

元老院報告書や国民議会報告書よりも詳細に触れており、中には元老院報告書の記述と食い違っている部分もみられるが、本文では元老院報告書の記述に従った。

- 12) *J.O. débat Sénat, compte rendu intégral de la séance publique du 17 octobre 2006, discussion des articles, art. 1er.* (1)及び(2)は法務大臣Pascal Clement、(3)は大蔵大臣代理Christine Lagardeによる。
- 13) これについては、拙稿・前掲(注1)で若干言及したが、ヨリ詳しくは、拙稿「フランス相続法・恵与法の2006年改正について」(さる論文集に寄稿済、近刊予定)を参照。
- 14) 国民議会報告書p. 23-24やBarrière [2007a], n° 13は、このような理由づけには根拠がない、と批判している。
- 15) Courtier, *op. cit.*, p. 3; Delpech, *op. cit.*, p. 2596.
- 16) Courtier, *op. cit.*, p. 3.
- 17) 国民議会報告書p. 25. 同p. 8には、「今や国民議会が、あるジレンマに立たされている：つまり、政府の同意するヴァージョンをそのまま呑むか、あるいは、それを改良した結果、事実上その立法化を妨げるか、である。この2つの可能性のうち、前者がヨリ悪い方だとは限らない。前者は、実務に鑑みたその後の改良を妨げるものではないだろうからである」との記述がみられる。
- 18) 以下、(四)の手前までの箇所では、本法の解説として比較的よく整理されている、Prigent, p. 280 et s. の構成にしたがって紹介する。本文のその箇所においては、煩雑さを避けるため、同論文の対応箇所を注でいちいち指摘することはない。
- 19) Barrière [2007a], n° 11は、“des biens, des droits ou des sûretés”という規定の仕方はredondantだと批判しており、その批判も考慮してここではあえて「財産権」と訳した。これに債務も含まれるかには争いがある。Dupichot, p. 5は含まれるとしている。元老院報告書p. 45や国民議会報告書p. 33も同様に考えており(ちなみに、信託の定義規定の文言は元老院報告書による提案から一切変更されていない)、本法12条Iもそのことを当然の前提としているように思われる。にもかかわらず、Barrière [2007a], n° 11は、民法典2011条の文言からすれば債務は含まれないとする(Barrière [2004], n° 476と比較対照する限り、Barrièreが債務は含まれないと主張しているのは、理論的に成り立ちえないからではなく、むしろもっぱら条文の文言を根拠としているものと思われる)。なお、日本の改正信託法についての叙述だが、このような問題の立て方自体が適切でないと説く、道垣内弘人『信託法入門』(2007、日本経済新聞出版社)70

フランス信託法の制定について

頁以下も参照。

- 20) Dupichot, p. 5; Delfosse/Péniguel, n° 14.
- 21) Delfosse/Péniguel, III.
- 22) Dauchez, p. 3.
- 23) なお、法務大臣のもとに2003年に設けられ、担保法の改正(Ordonnance n° 2006-346 du 23 mars 2006, *J.O.* 24 mars 2006, p. 4475で実現)を検討していたワーキンググループは、担保としての所有権(propriété-garantie)の2形態である譲渡担保(propriété cédée à titre de garantie)と所有権留保(propriété retenue à titre de garantie)のそれぞれについて、条文案を検討していたが、2005年3月28日付の最終報告書p. 14(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapports-publics/054000230/index.shtml>で入手可能)では、前者についての検討は信託法についての政府ワーキンググループ(本文1で先述)に事実上委ねられることとされた(この点について、Pierre Crocq, “La réserve de propriété” *JCP G* 2006 supplément au n° 20, p. 23, n° 1も参照。なお、Barrière [2007a], n° 1によれば、担保法改正ワーキンググループのうち学者メンバー2名が信託法ワーキンググループにも参加したとのことである)。どのような考えがこのような政府の方針転換の背景にあったのかは定かでないが、結果として、所有権留保の場合とは異なり、担保の目的で信託が用いられる場合には、担保を提供する者(常にそうだとはいえないが、典型的には被担保債権の債務者)、担保とされる物が譲渡される相手方(常にそうだとはいえないが、典型的には被担保債権の債権者)、のそれぞれについて、厳しい資格制限が課せられることになる。
- 24) 包括的なリストについては、Bouteiller, p. 16.
- 25) 包括的なリストについては、Bouteiller, p. 16.
- 26) 英米法のトラストの理論に多少ともなじみのある者にとっては、受託者と受益者が完全に一致するような信託(Barrière [2004], n° 516及びBarrière [2007a], n° 15は、被担保債権の債権者が(単独)受託者兼(単独)受益者となる担保目的の信託の場合にとりわけこれが生じる、という)も有効である、とされていることに違和感を感じるであろう。しかし本法における信託のイメージは、英米法(特にイングランド法)のトラストのそれと大きく異なって、信託設定後も設定者は信託関係から脱落せず、それどころか信託終了まで、受託者から任務の遂行について当然に報告を受ける地位に立ち続ける(後述する民法典2022条第1文)、反面で受益者については、受託者の更迭を求める権利は認められているが(民法典2027条)、受託者から任務の遂行について報告を当然に受

けられるわけではない(請求が必要。民法典2022条第2文)、という特徴を有していることに注意しなければならない。つまり、本法で規定される信託の構造にとっては、(受益者と受託者よりも)設定者と受託者が完全に一致しないようにすることがむしろ重要であるとも考えられるのである。とはいえ、Bouteiller, p. 16は、受益者と受託者が一致する場合に、そのことから生じうる利益相反の可能性を減ずるために、信託監督人(本文で後述)を利用することが有用である、としている。

- 27) Dupichot, p. 6; Barrière [2007a], n° 11; Delfosse/Péniguel, note 15はいずれも、財産権の「移転」という要件に反することを理由としている。また Bouteiller, p. 16は、少なくとも契約を源とする信託に関する限りでは、一人で契約当事者の双方を兼ねることは考えづらいことを理由としている。
- 28) 元老院報告書p. 46.
- 29) なお、この点と関連して、本法16条により民法典に加えられた2328-1条が注目される。これは、シンジケートローンにおけるセキュリティ・トラストの制度(道垣内・前掲書69頁以下参照。フランスではこの制度における受託者は *agent des sûretés* と呼ばれる)を明文化したものであり、実務家によって長らく待望されていたところである(元老院報告書p. 103-104)。同条のメリットは、民法典2011条以下の規定によることなく比較的緩い要件のもとでセキュリティ・トラストの制度の利用を認める点に存する。
- 30) François Tripet, “La prohibition de la fiducie-libéralité: pourquoi une telle démesure?” *G.P.* 20-21 oct. 2006, p. 6 et s.は、このような方針について元老院報告書が与えている理由づけを批判している。ちなみにTripetは、パリ弁護士会の弁護士であると同時に、International Academy of Estate and Trust Lawの会長でもある。
- 31) このケースにおいて、税務当局が恵与の意図ありと判断して無償譲渡税と加算税とを徴収した後に、裁判によって、恵与の意図のない、民事上有効な信託であると判断された場合には、税務当局は右徴収額を返還すべきである、と考えられている(元老院報告書p. 75; 国民議会報告書p. 63-64, 88)。
- 32) 信託監督人が複数であってはいけないのか、疑問が生じうるが(Dupichot, p. 6参照)、民法典2011条や2016条で単数と複数の違いが十分に意識されていることに鑑みると、同2017条の“un” tiersという文言は意図的に選択されたものと思われる。
- 33) この言葉によって誰の権利が意識されているのかは必ずしも明確でないが、結論としては、設定者の権利と受益者(ヨリ正確には、受益の意思表示をした

後の受益者、ということになる)の権利の両方が念頭に置かれているように思われる。英米法のトラストの理論になじみのある者にとっては、受益者の権利が移転できること(Barrière [2007b], n° 26)はともかくとして、設定者の権利の移転を観念する必要がそもそもあるのか、と当惑させられるかもしれない。しかし前出注26でも指摘したように、フランス法の信託は英米法(とりわけイングランド法)のトラストと構造が大きく異なっていることに注意しなければならない。なお(四)で後述するように、税法上は、ほとんどの税負担が設定者にかげられることとの関係で、設定者の権利が移転される場合を念頭に置いた規定が多く存在しており、反面で受益者の権利が移転される場合に関する規定は見られない(もっとも、いわゆる自益信託における設定者兼受益者の地位の移転は、設定者の権利の移転と受益者の権利の移転の両方を伴うものとして認識されることになる)。

34) Delfosse/Péniguel, note 99.

35) Dupichot, p. 7; Barrière [2007b], n° 9. なお、自己執行義務については明文の規定が設けられなかったが(Dupichot, p. 7)、Barrière [2007b], n° 8は、信託の人的性格(*intuitu personae*)ゆえに、受託者の任務を包括的に別の者に委託することはできない、とする。

36) 信託財産を構成する個々の財産の移転について公示が必要な場合には、その公示には受託者としての資格でかれの名が記されなければならない(同条2項)。この規定で特に念頭に置かれているのは、民事債権の譲渡を対抗するための手続、ならびに航空機、船等の登録制の動産に係る公示、である(Dupichot, p. 7)。

37) Delfosse/Péniguel, V. 定めがない場合には無償となる(Dupichot, p. 7)。

38) 但し実際には、そのような定めを受託者が受け入れることはまずないだろうと言われている(Dupichot, p. 7; Bouteiller, p. 19; Barrière [2007b], n° 5)。

39) 担保目的で信託が利用される場合、信託目的の達成とは一体何であろうか？

また関連して、受益者は一体誰なのだろうか？ これらの点は意外にも詰められていない(拙稿・前掲(注1)160頁注52でも、検討は不十分ながら問題点を指摘していたところである。なお、本注での検討も依然として不十分なものととどまることを予めお断りしておく)。

Dupichot, p. 6は、設定者を被担保債権の債務者、受託者をその債権者とする信託においては、被担保債権が返済されたときには設定者が返還(*retour*)の利益を受け、返済されなかったときには受託者が終局的な丸取り(*appropriation définitive*)について利益を受ける、という。この理解は、達成されるべき目的

として、並列の(つまり主位的—予備的という関係に立たない)2つのことがらを想定しているようであるが(Pellier, *op. cit.*, n° 11は明示的にそう述べる。但しもちろん、現実にはいずれかしか達成されない)、不自然な構成であるように思われる。

次に、Bouteiller, p. 20は、被担保債権の弁済がされたことは、達成されるべき目的が消尽したこと(épuisement)を意味し、その場合には信託を終わらせるのが適当である、というが、その効果として設定者に信託財産が戻るのだ、という。ここでもしBouteillerが、担保目的の信託においては設定者と受益者は同一でないと考えているのならば、民法典2029条の規定にもかかわらず受益者ではなく設定者に財産が行く理由を説明すべきである。またもし、設定者に財産が行くのはそもそもかれが受益者であるからである、とBouteillerが考えているのならば、信託目的が消尽したのではなくて達成されたからこそ受益者に財産が行くのである、と考えるのが素直ではなからうか。

Barrière [2007a], n° 15及びBarrière [2007b], n° 18は、受益者となるのは被担保債権の債権者であると考えようであるが、かれが一体いかなる受益をするのか、被担保債権が弁済された場合に設定者に担保物が返還されるという帰結はいかなるメカニズムによるものなのか、を一切明らかにしていない。

最後に、Michel Grimaldi, “La fiducie: réflexions sur l’institution et sur l’avant-projet de loi qui la consacre” *Defrénois* 1991 n° 18, p. 961は、1990年の信託法草案の改良版に即した検討ではあるが、上述の論点について立場を明確に打ち出しており、参考になる。まず受託者の任務について、次のように言う。受託者が第三者であるときは、その任務は、被担保債権を返済した債務者(つまり設定者)に財産を返還し、または返済を受けられなかった債権者にその財産を渡すことである、と言えよう。しかし、被担保債権の債権者が受託者でもある場合において、支払を受けられなかったときに財産を「自分のものにする(s’attribuer)」ことがかれの任務である、と言うことがあまりにも不自然なのであるならば、こう言うべきことになるだろうか。すなわちかれは、場合によっては設定者に財産を返還することもある、という任務を負っているのである、と(以上につき、n° 34)。但し、Grimaldi自身、そう言っておきながら、これはいかにも奇妙である、と自認している(note 164)点が非常に興味深い。次に、受益者は誰か、という点については、代替的に(alternativement)、被担保債権の支払いがあれば設定者、そうでない場合には受託者または第三者、が受益者になる、とする(n° 36)。しかし先述のように、主位的—予備的という関係に立たない、2つの並列で相容れないことがら、の両方が目的になり、どちらが実現す

るかによって受益者も異なる、というのは非常に不自然な構成だと思われる。

そもそも、流質禁止原則に拘泥していたフランス法がそれを放棄したこと自体、深く憂慮されるべきことであるが、ひとまず本稿ではその点を措くとしても、担保目的の信託においては、通常の意味での受益の概念があてはまらないこと(債権者が担保物を丸取りし・あるいは金銭を獲得するのは、被担保債権の消滅と引き換えであるにすぎない)、したがって、(成功するかどうかはともかく)その概念構成を工夫しようとする必要があること、に彼らは無関心であるように感じられる。彼らは、流質禁止原則をいかに打破するかに専心するあまり、その点にまでは注意が向かなかったのかもしれない。

- 40) Barrière [2007b], n° 29は、ごく限られてはいるが法人税の選択が撤回可能な場合があり、「設定者の選択の撤回」という文言はそれを指している、他方で設定者法人が組織変更して法人税に服しない法人となった場合はその文言には含まれない、との理解を示している。これに対しde Bissy, note 27は、「設定者の選択の撤回」という文言は、まさにそのような組織変更の場合を意味するものと理解すべきである、という。
- 41) Barrière [2007b], n° 16, 19, 20は、当然に設定者に復帰するものの中に信託債務は含まれないが(民法典2030条において、移転するのはdroits, biens ou sûretésと規定されていることを根拠とする。前出注19も参照)、そうすると信託債務の債権者の保護に欠ける、したがってここで設定者に復帰するのは、信託債務を弁済し終えた後のネットの積極財産であると考えべきである、と述べ、同じことは、民法典2029条及び2031条の場合にもあてはまるという。条文として民法典2030条のみをとりあげる議論はいささか弱いと断じざるを得ないが(一般租税法典223 VG条 I-1°も参照)、信託が終了して信託財産が移転されるべき、その相手方が債務超過である場合を想定すれば明らかなように、その相手方への移転よりも先に、信託債務の債権者に、信託財産中の積極財産から弁済を受ける権利を確保してやるべきではないか、とは確かに言えそうである。常に信託財産の完全な清算を先にしなければならない、とまでは言えないにしても。
- 42) この要件が民法典2031条の前提となっていることについて、Bouteiller, p. 20; Barrière [2007b], n° 20 et note 14を参照。
- 43) 簡にして要を得た解説として、Jean-Luc Pierre, “Fiducie—régime fiscale” *Droit des sociétés* 2007 n° 5, comm. 106も参照。
- 44) ちなみに、一般租税法典223 VA条以下はこの権利を「債権(créance)」と表現している。

- 45) 同条は、「登録税の適用に関しては、信託契約から生じた設定者の権利は、信託財産を構成する個々の財産を対象とするものとみなされる。当該権利の移転の際には、移転される財産権の性質にしたがって譲渡税(droits de mutation)が掛けられる」と規定する。Dauchez, p. 5は、同条第2文について、設定者の権利の移転が実際にはなるべく起きないようにするのがここでの立法者の意図である、と述べる。
- 46) Jérôme Turot, “Fiducie: être ou ne pas être neutre, voici la question” *Revue de droit fiscal* 2007 n° 16, p. 433は、北米の信託税制を参照しながら、受託者への権利移転を伴うという特徴を反映した固有の税制を信託について設けるべきであると主張し、本法の税規定を批判する。
- 47) 但し、本文で先述した民法典2031条の場合において、信託終了までのあいだに信託それ自体について生じた損益への課税は、受託者になされる(一般租税法典223 VB条)。ここで設定者ではなく受託者に課税がされるのは、たくさんの自然人が、解散した設定者法人の承継人になる可能性があり、その場合に課税の管理が難しくなるからだとされる(*J.O. débat Sénat, compte rendu intégral de la séance publique du 17 octobre 2006, discussion des articles, art. 6*. 大蔵大臣代理Christine Lagardeによる説明)。
- 48) Barrière [2007b], n° 34.
- 49) Barrière [2007b], n° 30.
- 50) これは、A (porteur)がB (donneur d'ordre)に対して、Bの代わりに株式を取得ないしその申し込みをすることを約束し、次いで一定の期間の経過後に約定価格でAがそれをBまたは第三者Cに譲渡する、という取引である。Aは、Bから託された任務に合致するようにするという義務のもとでのみ、右の株式に伴う権利を行使することができる。もっとも、当初BからAに財産権が移転されないタイプ(Aがまず自分の財産で株式を取得する場合を考えよ)は、本法ではカバーされないことになる。以上について、Barrière [2007a], n° 11を参照。
- 51) Guillaume Benoit, “La fiducie, un outil souple pour les entreprises” *Option Finance* n° 921, p. 6; “Entretien avec M^e Pierre Servan-Schreiber (réalisé par Valérie Boccara)” *Petites Affiches* 2007 n° 54, p. 11 et s.; Bouteiller, p. 18; Barrière [2007a], n° 5.
- 52) Pellier, *op. cit.*, n° 1.
- 53) Michel Meyer/Julien Mayeras, “La fiducie est enfin née” *Option Finance*, n° 926, p. 29. 著者はいずれも弁護士である。

フランス信託法の制定について

- 54) Bouteiller, p. 20. 著者は銀行法律家である。
- 55) “La réception de la fiducie par les praticiens (entretiens réalisés par Valérie Boccara)” *Petites Affiches* 2007 n° 54, p. 5 et s.

〔付記〕

本稿の校正の最終段階で、Gauthier Blanluet/Jean-Pierre Le Gall, “La fiducie, une œuvre inachevée” *JCP G* 2007 n° 27, p. 11に接した。本法を批判的に検討しその改革を提案する、読みごたえのある論文であるが、本稿の内容改善に役立てる機会に恵まれなかった。